

奈良県告示第一百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があつた。

平成二十三年七月十九日

奈良県知事 荒井正吾

施術者氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
村嶋 奕太	テラサカキヨシ整骨院 葛城市八川九四一三	平成二十三年四月二十七日
杉山 典之	げんき整骨院 桜井市大福二四三	平成二十三年六月三十日